

独立行政法人大学入試センターPMOの設置について

〔令和5年11月20日〕
理事長 裁定

独立行政法人大学入試センターPMOの設置について

(PMOの設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、センターにおける業務・システムの最適化の実現及び情報システムの適切な整備等のため、PMO (Portfolio Management Office) を置く。

(組織)

第2条 PMOは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報化統括責任者（CIO）
- 二 情報化統括責任者（CIO）補佐官
- 三 総務部長
- 四 事業部長
- 五 総務課長
- 六 財務課長
- 七 事業第三課長
- 八 研究開発部教員（理事長が命じたものに限る。）
- 九 その他理事長が必要と認めた者

2 情報化統括責任者（CIO）は、PMOの業務を総理する。

(業務)

第3条 PMOにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 業務・システムの最適化計画に関すること。
- 二 各部課が所管する情報システムの整備、管理及び運用等に係る支援に関すること。
- 三 各部課が所管する情報システムの内部監査に関すること。
- 四 業務・システムの最適化の実現及び情報システムの適切な整備等に係る事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 五 その他業務・システムの最適化の実現及び情報システムの適切な整備等に関すること。

(庶務)

第4条 PMOの庶務は、事業第三課において処理する。

(その他)

第5条 この裁定に定めるもののほか、PMOの運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この裁定は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 独立行政法人大学入試センター総務部業務・システム最適化推進室の設置について（令和2年4月1日理事長裁定）は廃止する。